

放課後児童クラブ 事故防止マニュアル(指針)

2024 年度版

(4月1日施行)

彦根市教育委員会事務局
生涯学習課子ども支援係

目次

① 行方不明児童発生時対応	… 1~2
② 防犯(不審者)対応	… 3~7
③ 感染症等対応	… 8
④ 食物アレルギー対応(おやつ・食事)	… 9~10
⑤ 暴風を含む警報および特別警報等発表時の対応	… 11~14
⑥ 事故発生時(救急対応時)対応	… 15~16
⑦ 熱中症対策	… 17~19
⑧ 防災(火災)対応	… 20
⑨ 防災(地震)対応	… 21
⑩ 避難訓練について	… 22~23
⑪ 敷地外での活動時対応	… 24
⑫ 弾道ミサイル発射に係る対応	… 25
⑬ いじめ対策	… 26
⑭ 児童虐待防止	… 27

①放課後児童クラブ 行方不明児童発生時対応

(1)緊急事態の把握と緊急対策本部の設置

児童行方不明

1 状況の確認と記録

【情報の収集】

把握すべき情報

- ① いつ発生したのか(時間)
- ② どこで発生したのか(場所)
- ③ 誰なのか(名前 性別 学年 親の名前 生年月日 電話番号)
- ④ 児童の特徴(服装、髪型、持ち物、身長など)
- ⑤ どんな状況だったのか
- ⑥ 保護者への連絡の有無

記録開始(時刻・状況・状況の変化)

※伝達された内容を声に出して復唱しながらメモする。
※できれば同時に、記録担当がデータ入力始める。

【現場への指示】

(不確かな情報の確認、保護者への連絡、学校への協力依頼)

2 内容の報告

- ① 生涯学習課長
 - ② 教育長、教育部長、次長、学校教育課長
 - ③ (他の課長)
 - ④ (市長)
- ※情報収集した内容を①に報告、①→②③④



◎保護者の承諾を得ることを原則とするが、緊急を要する事案の場合は即時に110番通報をする。

【通報内容】

- ①いつ②どこで③誰が(名前、性別、学年、親の名前、等)④特徴(服装等)⑤状況

等

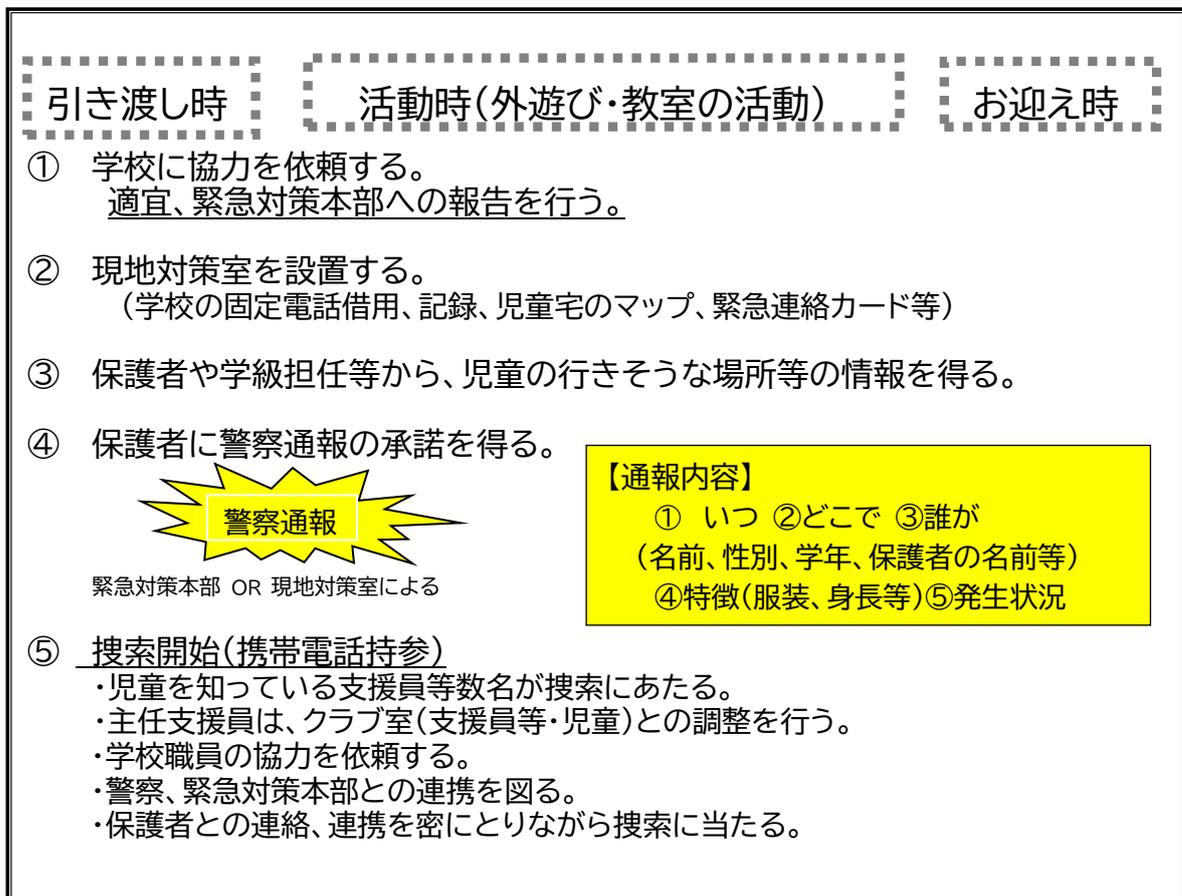
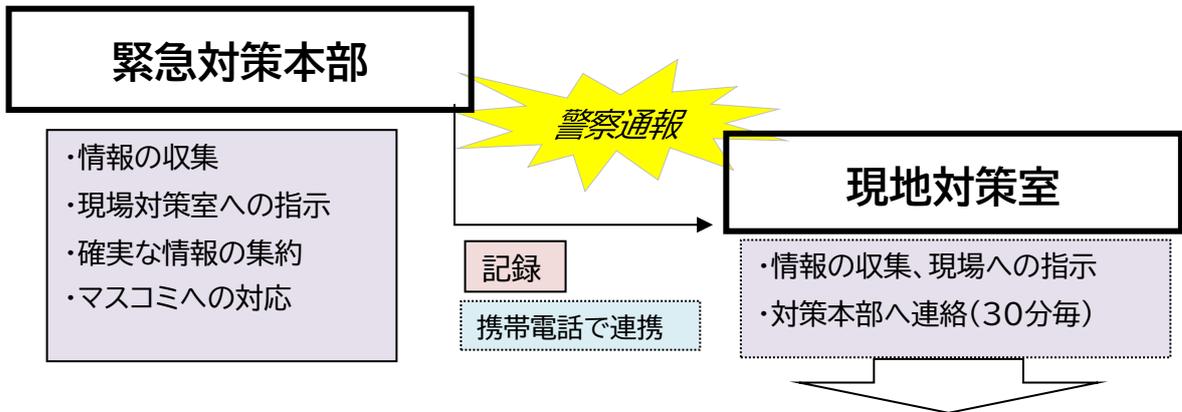
3 緊急対策本部の設置

- ★教育長、教育部長、次長、生涯学習課長
生涯学習課長補佐、学校教育課長、他の課長
(★…本部長)(※必要なら総務調整官)
- ・概況報告、対応の協議
 - ・情報の収集、現場への指示
 - ・確実な情報の集約
 - ・教育委員への連絡(教育長確認)
 - ・マスコミへの対応

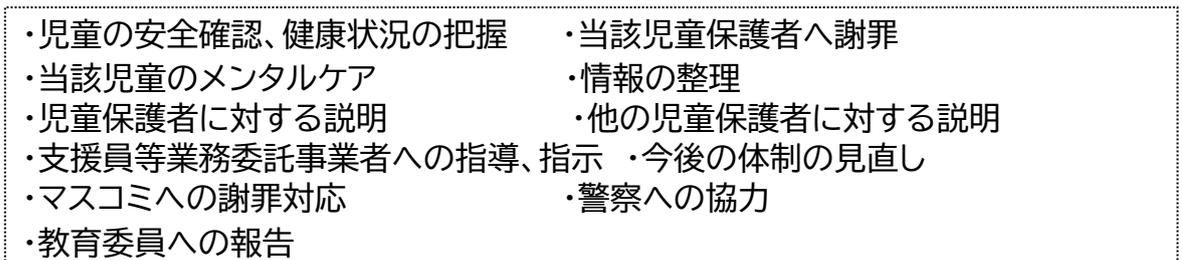
4 現地対策室の設置

- ★生涯学習課副主幹、統括アドバイザー、校長、教頭、放課後児童クラブ連携担当教員
支援員等業務委託事業者による対応協議 (★…対策室長)
- ・情報の収集
 - ・対策本部への連絡(30分毎)

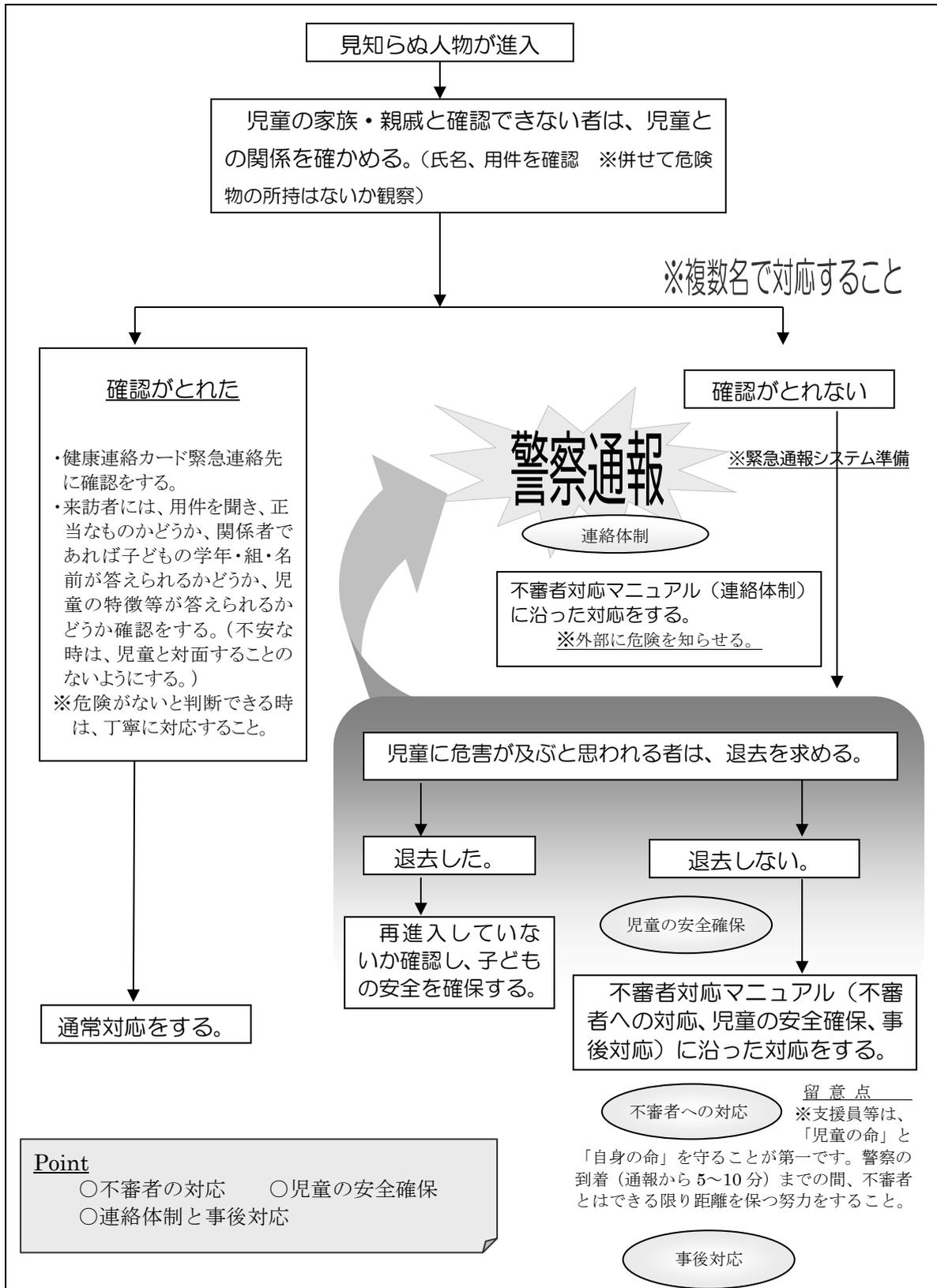
(2) 緊急対策本部の運営



(3) 緊急対策本部の閉鎖と事後



② 防犯(不審者)対応



不審者対応マニュアル

○連絡体制－緊急通報システムをいつでも作動できるよう準備

- ・言動が異常な場合は、躊躇せず、緊急通報システムの作動と警察へ通報(110番)を行う。
- ・周囲に危険を知らせる(大きな声、音、笛など)。
- ・学校・子ども支援係へ不審者進入の連絡

留意事項

連携：支援員等が相互に連携して対応する。

- ・挙動、言動、服装、所持品、対応の内容等で不審者かどうかを判断する。不審者(疑いがある)と判断した場合には、応援を求めて複数で対応する。
- ・不審者と確認した場合は、ためらわずに警察に通報する。早い通報が、危険を回避するポイントになる。
- ・タイミングが重要。支援員等が連携し、迅速に(できれば、相手が気づいていないうちに)連携をとり、外部に危険を知らせる。
- ・危険を知らせるため、大声を出す、緊急通報システムを作動する、防犯ブザー、笛等を活用し、周囲に危険を知らせる。

○不審者への対応(複数対応)

- ・不審者を退去させられるよう、繰り返し説得する。
- ・不審者の言動に注意する。
- ・不審者の移動範囲を狭める。
- ・不審者と児童との距離が近い場合、遠ざける努力をする。
- ・顔、身長、体格、特徴などを確認する。
- ・凶器や危険物を持っていないかの確認
- ・不審者からの攻撃に備え、身近な物(椅子、机、ホウキなど)で防御できる態勢をつくる。
- ・不審者への打撃は、子どもや自分の身を守るための行為であり、正当防衛であるため、遠慮・躊躇せず渾身の力を込めて行う。
- ・被害を最小限に抑えるよう努力をする。

留意事項

○できる限り複数人で対応する。

○不審者として認識確認を行う場合は、人権に配慮する。

・落ち着いて対応し、不審者を刺激するような言動は控える。

○状況判断と平常心

・冷静に不審者の態度・凶器の有無等を観察し、クラブ室の配置や備品等、周囲の状況を考え対応し、児童の安全を最優先する。

・不審者(疑いがある)の場合には、クラブ室内への入室を阻止する。

○間合いに注意する。

・常に相手との間合いに注意し、相手に背を向けるような隙を作らないよう注意する。

－安全な間合い(2m)を保ち、両手の見える位置で対応をする。

－別の場所へ案内する場合の立ち位置は、相手の後ろが最適。横に立つ場合は、相手の利き手の反対側に立つ。

○あわてない。

・不審者の侵入は、時と場合を選ばない。突発的な事態にもあわてずに行動・対応する。

－命を守るのが最優先。できる限り距離をとる努力をする。

－子どもたちの避難と警察が到着するまでの時間を確保するため、時間稼ぎをする。相手と距離を保たないと、危害を加えられることも考えられる。周囲にある備品(モップ、ほうき、机、椅子、消火器等)を用いて不審者の行動を抑止する。

－「警察が到着するまでの時間稼ぎ」という意識をもって、5～10分を何とかもちこたえるようにする。

－相手を観察し、最初の一撃をかわせるよう、身構えておく。

○躊躇しない。

・警察到着までに、相手との距離が縮まってしまう、危険にさらされた場合、相手に与える打撃は、子どもや自分の身を守るための行為であり、正当防衛。遠慮・躊躇せず渾身の力を込めて行う。

○気を抜かない。

・相手を制圧した後でも、相手の挙動や周囲の状況に注意して、最後まで気を緩めることなく、警察の到着を待つ。

○学校との連携

・クラブ室以外の教室等で緊急通報システムが作動した際の連携の取り方や避難方法についても、学校と確認しておく。

○児童の安全確保

- ・ 安全な場所へ誘導する。
- ・ 不審者を刺激しないよう、児童を落ち着かせる。
- ・ 不審者の近くに児童がいる場合は逃げるように指示する。
- ・ 不審者の注意が児童に向いている場合は、注意をそらす。
- ・ 児童の人数確認を行う。
- ・ 安全な場所へ誘導する。
- ・ 負傷者の状況確認と応急手当を行う。

留意事項

・確認をする

児童の家族・親戚と確認できない者は、児童との関係を確認する。

- ・ 健康連絡カードの緊急連絡先に確認をする。来訪者には、用件を聞き、正当なものかどうか、関係者であれば子どもの学年、組、名前が答えられるかどうか、児童の特徴等を答えられるかどうかを確認し、不安な時は、児童と対面させることのないように留意する。※危害を加える恐れが低い場合などは丁寧に対応する。
- ・ 他の職員は、応援に駆けつけるとともに、子どもを安全な場所(不審者から遠い場所)へ避難誘導する。

○事後対応

- ・ 不審者が再度、周辺に来ていないか確認
- ・ 再度、児童の人数確認
- ・ 被害があれば状況の確認
- ・ 事件を整理し、生涯学習課へ報告
- ・ 保護者への連絡対応
- ・ 負傷者の氏名、状況の確認(多数に及んだ場合はリストの作成)
- ・ 状況に応じ、救急車の要請(119番通報)
- ・ 救急車への同乗・搬送先からの状況報告

事件のアフターケアについて :事態収束後は児童のケアに注意する。

- ・児童の行動等を注意深く観察し、事故以前と事故後について記録を1ヶ月程度とる。
(より深く観察するため、一時的に支援員等の増員を行う。)
- ・児童の様子が気になる場合は、子ども支援係および各学校の担任に連絡する。
(連絡を受けた場合、子ども支援係は、学校支援・人権・いじめ対策課に専門員の派遣を要請する。また、各学校と協力しながらそれぞれの児童のケアを行う。)

日常業務における危機管理:マニュアルに沿った対応を基本として日頃から備える。

- ・ 支援員等は、出勤後すぐにクラブ室周辺の安全確認をする。危険と思われる場所や、物を発見した時は、すぐに事業者を通じて生涯学習課へ連絡をする。生涯学習課は、学校、事業者、支援員等と連携して現場の確認をし、必要があれば改善を図る。
- ・ 支援員等は事業者から指定されたユニホーム、名札を常時着用し、保護者や子どもが視覚的に認識できるようにしておく。
- ・ 緊急事態に備えて、役割分担を決めておく。
- ・ ミーティングで不審者や災害など支援員等間で情報を共有し、危機管理に対する意識を高める。
- ・ 人の出入りには常に注意し、元気な挨拶を行う(防犯効果)。
- ・ 避難経路、避難場所を決めておく。
- ・ 防犯・避難訓練を定期的に行う。
- ・ 緊急時の応援要請の連絡先をクラブ室に掲示する。
- ・ 不審者や災害等の情報がある場合、保護者に周知徹底を図る。
- ・ 緊急通報システムが正常に作動するか、定期的に点検を行う(年1回)。
- ・ 最後にクラブ室を出る支援員等は、玄関、窓、柵など、全て施錠されているかを確認する。
- ・ マダニ等、危険な動植物には常に注意し、見つけたり刺されたりした時には、適切に対応できるようにしておく。
- ・ 日頃から警察署、消防署、近隣住民や施設と連携を図れる関係づくり(体制)を心がける。
- ・ 児童や保護者、地域住民からの不審者情報があった時は、子ども支援係まで報告する。

③ 感染症等の対応について

◎ 以下の対応を基本とするが、感染症の種類や感染拡大の状況により対応を決定する。

学校閉鎖



閉室

学年・学級閉鎖



対象学年・対象学級の児童は閉鎖期間中のクラブ利用は不可。
ただし、クラブは開室し、対象児童以外の児童を受入れる。

児童登校後に、感染症等による学級(学年)閉鎖が決定された当日については、感染拡大防止のため、通常のクラブ室で受け入れない。原則、学校で待機等の対応をする。

ただし、教職員の勤務時間を超えても保護者の都合がつかない場合や学校事情によって待機する児童の対応ができない場合は、生涯学習課と学校が調整して、別の場所(クラブ専用棟の個室またはクラブ室以外の学校施設等)で支援員等の対応のもと待機(保育)する等の対応を行う。なお、対象児童は、学級閉鎖実施期間は、クラブの利用はできない。

また、発熱症状(37.5度以上もしくは平熱より大きく高い場合)のある児童については、感染拡大防止のため、いかなる理由があっても受け入れることはできない。

- (1) 感染症等の感染拡大防止のため、定期的な換気、密の回避、手洗いを徹底する。また、必要に応じてマスクの着用および手指消毒を励行する。
- (2) 感染症等の流行状況により、長期休業中の利用の場合は登室時に検温結果を含む健康状況を保護者から報告を受ける。また、学校課業日は、支援員等が登室時の検温や健康観察を行う。
- (3) 発熱時(37.5度以上もしくは平熱より大きく高い場合)は、保護者に連絡を取るとともに、発熱児童の様子を注意深く観察する。他の児童への感染を防ぐため、できる限り他の児童との接触をさけ、安静にさせる。また、初期処置(熱を下げるための医療行為以外の処置)を行う。
- (4) クラブ内で感染症の拡大が確認された場合は、可能な範囲で家庭保育の協力をお願いし、開室したまま保育規模を縮小し、感染防止に努める。
- (5) インフルエンザやノロウイルス等の感染症流行時には、各クラブの児童数の10%程度の者が発病の様子が見える時は、各保護者にクラブの流行状況を知らせるとともに、各家庭での手洗いやうがいを励行するよう呼びかける。

④ 食物アレルギー対応について

○おやつ時間を設定するなど、飲食の機会があるため、食物アレルギー対策の徹底を、次の2つの観点から確認しておくようにする。

(1) 起こさない安全管理

○食物アレルギー児の情報を共有する。

・保護者から、除去品目・飲食の環境・発症時の対処法について等、詳細を聞き取っておく。

・個々の情報については支援員等間で共有し、だれもが、日頃からの適切な指導と発症時の正しい判断ができるようにしておく。

・提供したおやつは日誌に記録しておく。

○飲食を伴う行事やおやつ購入計画については、ミーティングで検討するとともに、保護者へ事前連絡を確実にしておく。

○学校との連携と日常における注意点等の情報共有など、緊急時の備えを想定しておく。

(2) 起こった時の危機管理

○いち早く異変に気づけるように、子どもの様子については日頃から細かに観察し理解しておくようにする。

○どのような時に発症しても適切に対応できるように、初動の体制を確認しておく。

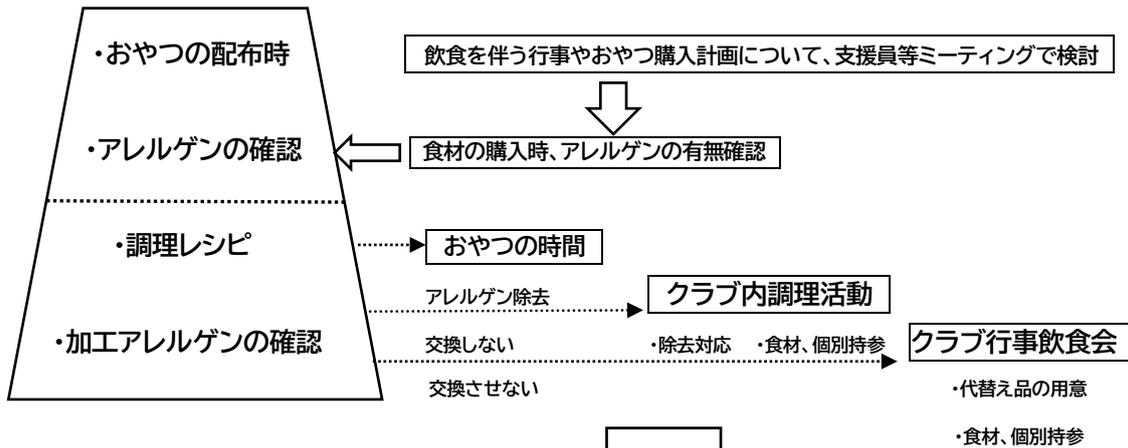
・アドレナリン自己注射(エピペン)について、必要な児童の把握・保管場所・注射のタイミングと方法・緊急時対応に必要な書類やマニュアルの保管場所等を、支援員等全員が知っているようにする。

○必要に応じて、学校保健との連携を行い、生涯学習課と学校においても調整を行う。

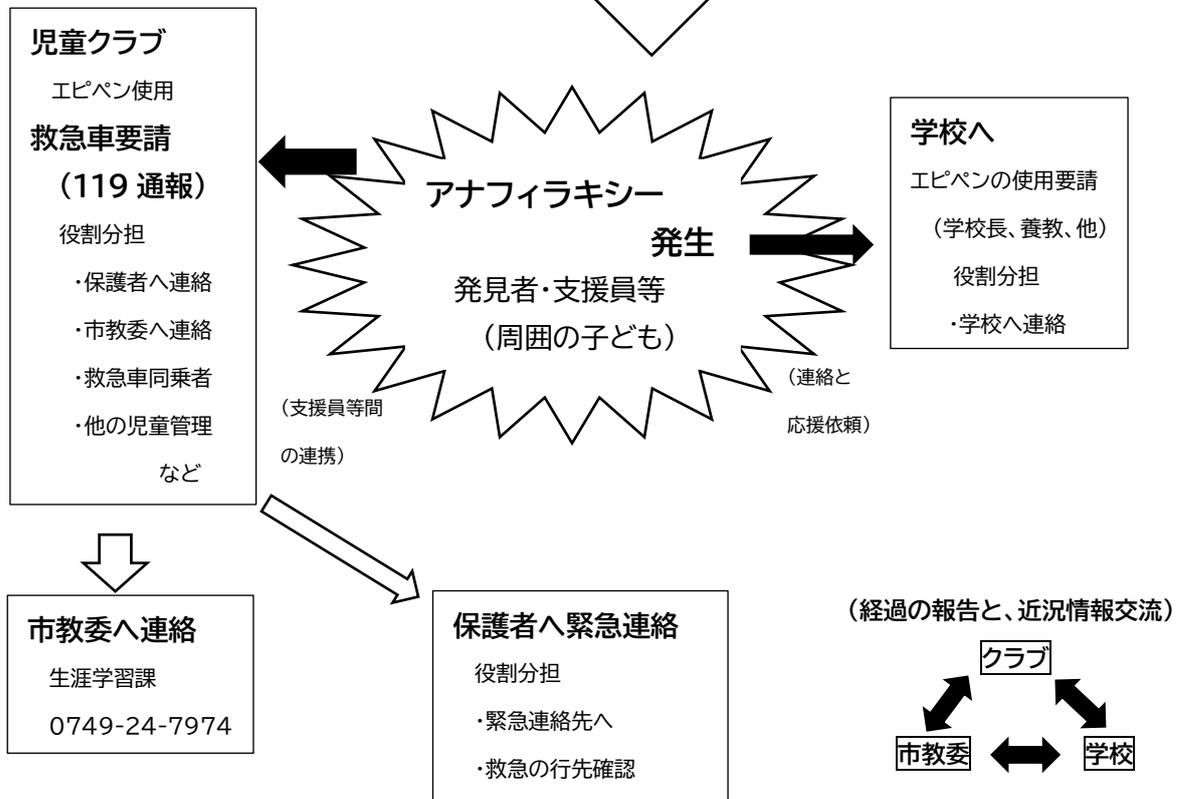
「食物アレルギー緊急対応について」

～放課後児童クラブにおける緊急対応の体制について～

1. クラブ運営中の食物アレルギー発症が考えられる機会



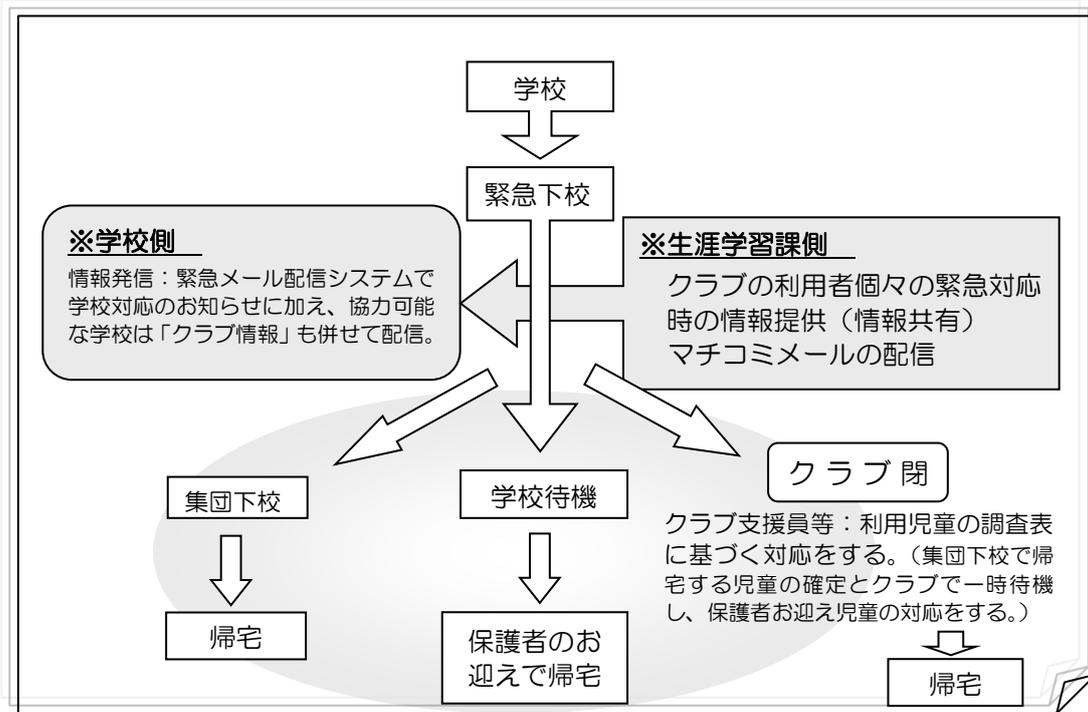
2. アレルギーが発症したと思ったら



⑤ 「暴風を含む警報」および「特別警報」等発表時の対応について

台風、「暴風を含む警報」・「特別警報」発表時等、非常災害時のフロー図

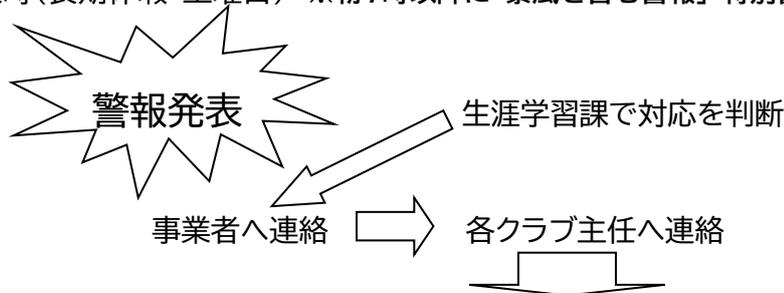
- ・朝7時時点で「暴風を含む警報」「特別警報」が発表されている場合、児童クラブは休み。
- ・開室時刻前に「暴風を含む警報」「特別警報」が発表されている場合、または状況に応じて非常災害時の臨時休校・緊急下校が決定した場合は、学校判断に準じて児童クラブは休み。



■注意事項■

- ・学校と利用児童の情報を共有し、連携して子どもの安全を確保する。
- ・学校の緊急メール配信で、学校対応のお知らせに併せ「児童クラブ閉室」のお知らせが入る場合がある。クラブは調査表に基づいての対応をする。
- ・給食前に繰り上げて下校時刻が設定された時には、クラブは閉室とする。

- ・開室後に警報発表等で非常災害対応が必要な場合
- ・学校休業時(長期休暇・土曜日) ※朝7時以降に「暴風を含む警報」「特別警報」が発表された場合



生涯学習課から保護者に一斉メールで連絡(メール未登録の保護者にはクラブ支援員等から連絡)

緊急時の対応について

※各クラブで前日のお迎え時に、保護者に緊急時対応に備えての声かけ等を行う。

- 1 朝7時時点で「暴風を含む警報」「特別警報」が発表されている場合、クラブは閉室します。

- 2 閉室時刻前に「暴風を含む警報」「特別警報」が発表されている場合、または状況に応じて非常災害時の臨時休校・緊急下校が決定した場合は、学校判断に準じて、クラブは閉室とします。緊急下校の際は、調査表に基づき、下記のいずれかの対応をします。
 - ① 利用児童は、クラブには行かず、集団下校で帰る。
 - ② 利用児童はクラブで待機し、支援員等から連絡が入り次第保護者が迎えに行く。(児童安全への配慮から、学校校舎で待機する場合があります。その場合は、各クラブ掲示等でお知らせします。)ただし、給食前に下校時刻が繰り上げられた場合は、クラブは閉室とします。

- 3 学校休業時(長期休暇・土曜日※朝7時以降に「暴風を含む警報」「特別警報」が発表された場合)、または、クラブを通常どおり開室した後に上記の警報が発表された場合は上記2-②の対応をとります。

(注) 緊急メール配信システムがある学校は、学校対応のお知らせに加え、「児童クラブ閉室」のお知らせが入る場合があります。その場合の「閉室」は上記2の対応をいたします。

※非常災害時は、通常の保育とは異なり調査表に基づく対応になります。

-
- 利用児童の各家庭には、常掲用の文書配布(※入会時配布)をし、各家庭と相違がないようにします。
 - 入所児童は「緊急時(暴風警報・特別警報等発表)における対応調査表」(※入所時配布別記様式)に記入してもらい、その調査表に基づいて緊急対応します。

- 4 大雪(警報レベルでない場合)での通学路確保困難により学校が臨時休業となった場合、各クラブでできる限りの除雪対応を行い通常通りの開室とする。

(常掲用の文書)

【課業日（学校がある日）に「暴風を含む警報」または「特別警報」が発表された場合】

	暴風を含む警報	特別警報
午前7時に発表されている場合	学校は臨時休業。 放課後児童クラブは開室しません。	
登校した後発表された場合 (発表が予想されること等により、学校判断で終業時刻を繰上げる場合を含む。)	学校は終業時刻の繰上げ等の措置。 放課後児童クラブは、一旦開室しますが、全員のお迎えがあれば閉室します。(緊急時対応調査票による。①一斉下校で帰る。または、②クラブで保護者の迎えを待つ。) ただし、給食前に終業時刻の繰り上げの場合、開室しません。(当初より給食が予定されていない日についても、この対応とします。)	学校は原則として、全児童を学校に待機。(学校からの連絡に従ってください。) 放課後児童クラブは開室しません。
下校後、放課後に発表された場合	放課後児童クラブは開室中。 保護者に速やかにお迎えの連絡をします。	放課後児童クラブは開室中。 保護者に速やかに対応の連絡をします。

※児童の安全への配慮から、校舎内で待機する場合があります。その場合は、各クラブ入口に掲示等でお知らせします。
 ※緊急配信システム等がある学校は、学校対応のお知らせに加え、「児童クラブ閉室」のお知らせが入る場合があります。その場合は、上記「登校した後発表された場合」の対応となり、保護者に連絡して迎えが完了した時点で閉室します。
 ※緊急時は、通常の保育とは異なり、調査票に基づく対応になります。

【学校休業日（長期休業・土曜日・振替休業日）に「暴風を含む警報」または「特別警報」が発表された場合】

	暴風を含む警報	特別警報
午前7時に発表されている場合	放課後児童クラブは開室しません。	
午前7時以降、または、クラブ登室後に発表された場合	保護者に速やかにお迎えの連絡をします。	保護者に速やかに対応の連絡をします。

【ご家庭用控え】 ※必要に応じて、ご利用ください。

■緊急時の対応方法は？

①	クラブには行かず、一斉下校（学年下校）で帰る。
②	クラブで待機し、支援員等から連絡が入り次第保護者が迎えに行く。(児童の安全への配慮から、校舎内で待機する場合があります。その場合は、各クラブの入口に掲示等でお知らせします。)

■緊急時連絡先：対応方法②の場合、クラブに提出している連絡順は？

緊急連絡先	連絡相手	連絡先	電話番号
①		携帯・自宅・勤務先	
②		携帯・自宅・勤務先	
③		携帯・自宅・勤務先	
④		携帯・自宅・勤務先	
⑤		携帯・自宅・勤務先	

(※別記様式)

放課後児童クラブ緊急時対応調査票

■暴風を含む警報または特別警報発表時の対応方法を1つ選んで○をしてください。
(※ただし、給食前に終業時刻の繰り上げの場合、開室しません。当初より給食が予定されていない日についても、この対応です。)

	① クラブには行かず、一斉下校(学年下校)で帰る。
	クラブで待機し、支援員等から連絡が入り次第、保護者が迎えに行く。 ② (児童安全への配慮から、学校校舎で待機する場合があります。その場合には、各クラブからお知らせします。)

⑥ 事故が発生した時の対応について

- けがの状況に応じて病院に連れていく。その場合、支援員等個人の車は使用せず、タクシー等を利用すること。なお、緊急の場合は救急車を呼ぶ。
→保護者、子ども支援係および学校に連絡を入れる。
- 特に首から上のけがは慎重に対応を行い、場合によっては保護者と連絡を取り合う。
- 保護者へ事故状況の報告や児童の様子等の詳細を伝える。
- 事故報告書を作成する。(※別記様式使用)
- 受診等により保険の手続きが必要な場合は事務手続きを行う。
- 事故の状況詳細や、必要に応じて加害、被害状況がわかるように日誌に記入する。

(1)一人でけがをした場合

- ・一人でけがをした場合は、状況を確認し必要に応じて手当てをする。
- ・けがの状況によっては、保護者へ緊急連絡を入れ、状況に合わせた対応をする。
- ・周囲の児童にもけがをした状況を確認し、迎えに来られた保護者に必ず状況説明を行い、日誌に記録する。なお、保護者以外が迎えに来られた時は、来られた方に説明をするとともに、あらためて保護者にも電話等で連絡をし、保護者に直接伝える。

(2)相手のあるけがの場合

- ・けんか等のトラブルでけがをした場合は、状況確認し、必要に応じて手当てをする。
- ・けがの状況によっては、保護者へ緊急連絡を入れ、適切に対応する。
- ・けがをした状況を周囲の児童にも確認しながら、双方に意見を聞く。
- ・迎えに来られた双方の保護者に必ず状況説明を行い、日誌にも記録する。なお、保護者以外が迎えにこられた時は、来られた方に説明をするとともに、あらためて保護者にも電話等で連絡をし、保護者に直接伝える。
- ・事故以降の双方の児童の観察を密に行い、しばらく様子を見て保護者に報告をする。必要に応じて学校と連携をとる。

※けがのない場合のトラブルにおいても、トラブルの深刻化を防ぐため、同様の取扱いを行うこと。

(別記様式) ※事故報告書 様式

事 故 報 告 書

生涯学習課長 様

() 小学校放課後児童クラブ

支援員等

事故発生場所			
事故発生日時	年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分頃		
フリガナ			男・女
児 童 名			
生年月日	平成 年 月 日 (第 学年)		
住 所	〒 - 彦根市		
連 絡 先	()		
相手の有無	相手方氏名 (第 学年)		
事故の状況			
事故後の対応			
病院での治療の有無	有 無	保険請求の意志	有 無
医 療 機 関 名	電話番号		
特 記 事 項			

⑦ 熱中症対策について

1 熱中症とは何か

①熱中症とは

- ・高温環境下で、体内の水分や塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、**体内の調整機能が破綻**するなどして、発症する障害の総称。
- ・**死にいたる可能性**がある。
- ・**予防法**を知っていれば防ぐことができる。
- ・**応急処置**を知っていれば救命できる。

②熱中症の病型

症状	分類	重症度
熱失神 皮膚血管の拡張によって血圧が低下し、脳血流が減少しておこる。めまい、失神などがみられ脈は速くて弱くなる。	I度	軽症
熱けいれん 大量に汗をかき、水だけを補給して血液の塩分濃度が低下した時に、足、腕、腹部の筋肉に痛みを伴ったけいれんがおこる。		
熱疲労 脱水症状により脱力感、倦怠感、めまい、頭痛、吐き気などがみられる。	II度	中程度
熱射病 体温上昇により中枢機能に異常をきたし、意識障害(応答・意識がない、言語がおかしい)がおこり、死にいたる危険率が高い。	III度	重症

③熱中症の起こりやすい環境・条件

熱中症になりやすい環境

- ・気温が高い。
- ・湿度が高い。(気温が低くても、湿度が高いと熱中症になりやすい。)
- ・風が弱い。
- ・日差しが強い。

熱中症になりやすい人

- ・発汗等で脱水状態にある人
- ・運動不足の人
- ・暑さになれていない人
- ・病気・体調の悪い人

2 熱中症を防ぐために

①日常生活面での注意事項

- ・暑さを避けて活動する。
- ・服装を軽装なものにする。
- ・こまめに水分補給(水分+塩分)を行う。
- ・前日との気温差が大きい時は特に注意する。
- ・体調を整えるように注意喚起する。
- ・個人の体調を把握して、何か変化がないか注意する。

②空調設備使用時の注意事項

- ・エアコンを設置しているクラブについては、節電のため、設定温度を28℃とする。ただし、体調不良の児童がいる場合等は、適切な設定温度に調節する。
- ・室温と外気温の差が大きくなると、体への負担が大きくなるので注意する。
- ・クラブ室内の人数、活動強度に合わせて調節をする。
- ・冷気は下層にたまりやすいので、扇風機等でクラブ室内に行きわたるようにする。
- ・日光や照り返しなど、直接・間接的に受ける放射熱がある場合、空調の効きが悪くなったり、室内温度の上昇につながったりする。簾やよしず等で窓からの放射熱を遮断することなども考える。

③遊びでの注意事項

- ・熱中症はそれほど高くない気温(25~30℃)の時期から発生しうることも十分考慮し、子どもの健康被害防止に努める。なお、暑さ指数(気温)を毎日、定期的に数回確認することとし、暑さ指数および気温による活動の可否の基本的な判断基準は下記のとおりとするが、最終決定は事業者と十分検討して判断する。

◎暑さ指数 31 以上(気温 35℃以上)・・・危険(運動は原則中止)

→外、体育館遊びは中止

◎暑さ指数 28~31(気温 31~35℃)・・・厳重警戒(激しい運動は中止)

→外、体育館遊びは中止

◎暑さ指数 25~28(気温 28~31℃)・・・警戒(積極的に休憩)

→外遊びや体育館を使用した遊びは慎重に判断する

※熱中症の危険が増すため、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給させる。

※激しい運動では、30 分おきくらいに休憩をとらせる。

◎暑さ指数 21~25(気温24~28℃)・・・注意(積極的に水分補給)

※熱中症による死亡事故が発生する可能性があるため、熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給させる。

- ・直射日光を避けるため、必ず帽子着用とする。
- ・体調の変化には細かく注意する。
- ・長時間の外遊びは避ける。

3 熱中症になった場合の応急処置

①意識の確認

- ・「意識がない」「呼びかけ反応に異変がある」というような場合は、救急車を要請し②③の処置をして、救急隊の到着を待つ。
- ・意識はあっても、自力で水分摂取ができない場合、または症状が回復しない場合は、救急車を要請する。

②涼しい環境への避難

- ・風通しのよい日陰や、空調の効いた室内へ避難させる。

③冷却を行う

- ・衣服をゆるめ、体から熱が放散しやすくなるようにする。
- ・露出している皮膚に水をかけて、うちわや扇風機等で扇ぎ体を冷やす。
- ・氷嚢やアイスパックなどで、くび、脇の下、足の付け根などの太い血管がある部分を冷やす。(体温の冷却はできるだけ早く行う必要があり、特に重症の場合、いかに早く体温を下げるかが、救命に大きくかかわる。)

④水分・塩分の補給

- ・冷たい飲み物を与える。
- ・大量の発汗があった場合には、経口補水液等が望ましい。

⑧ 火災対応について

【発生前の準備と心構え】

◆様々な状況を想定して、防災対策を考える

放課後児童クラブでは、授業中・下校途中・保育中(室内・屋外)など、火災発生時の子どもの所在場所によって、支援員等の対応も異なる。また、施設の状況、火災発生場所などによっても、避難の方法が変化する。防災対策は、自分のクラブの状況に合わせて、できるだけ具体的に話し合うことが必要。

◆施設の整備・点検する

消火器の設置場所を決め、全員で確認しておくとともに、正しい使用方法を知っておく。

◆火災発生時の連絡方法・引き渡し方法を確認する

様々なケースを想定して、より確実な連絡方法を確立しておく。

緊急時対応表に基づいて保護者連絡をする。

引き渡しの際に混乱が生じないよう、引き取り者の確認を行う。

◆火災発生後の待機場所を確認する

火災発生後は、保護者に引き渡しを行うまでの間、クラブ室が待機場所として利用できない場合もある。予め、学校と調整をして候補場所を決めておく。事前に、支援員等が場所を確認しておくようにする。

⑨ 地震対応について

大地震【発生前の準備と心構え】

◆様々な発生状況を想定して、防災対策を考える

放課後児童クラブでは、授業中・下校途中・保育中(室内・屋外)など、地震発生時の子どもの所在場所によって、支援員等の対応も異なる。また、施設の状況や地域の自然環境などによっても、避難の方法が変化する。防災対策は、自分のクラブの状況に合わせて、できるだけ具体的に話し合うことが必要。

◆施設の整備・点検する

地震発生時に転倒しやすい家具などは極力避ける。その上で、転倒や落下する可能性のあるものは、転倒防止策をとる。

また、地震発生後に万が一出火したときに備えて、消火器の設置場所を決め、全員で確認しておくとともに、正しい使用方法を知っておく。

◎ 非常用備蓄品 チェックリスト(一例)

電池 ライト

サバイバルシート トイレットペーパー ビニル袋

マスク 応急処置用品(救急用) 緊急時対応に用いる児童データ類

携帯電話

◆地震発生時の連絡方法・引き渡し方法を確認する

様々なケースを想定して、より確実な連絡方法を確立しておく。

緊急時対応表に基づいて保護者連絡をする。

災害時は一般の電話や携帯電話が繋がりにくくなるため、子どもたちの安否を保護者へ伝える場合には、NTTの災害伝言ダイヤル(ダイヤル171)あるいは携帯電話の災害伝言版なども活用する。

働いている保護者の状況(勤務地・勤務内容など)や公共交通機関の影響によっては迎えが困難な場合も考えられる。また、引き渡しの際に混乱が生じないように、引き取り者の確認を行う。

◆避難所までのルートを確認する

地震発生時は、クラブから避難所までのルートは、普段と違い通行ができない場合もある。訓練等で子どもと一緒に歩き、危険箇所を把握して、安全なルートを確認しておくようにする。(彦根市では大きな地震の時は、各学校も避難場所になる。クラブは学校へ避難する。)

⑩ 避難訓練について

非常変災時等にできるだけ冷静に行動し、命を守れるようにするために避難訓練を実施する。(いざというときの指示系統や役割分担など大切な訓練なので、少なくとも学期に1回、火災、地震、不審者対応のいずれかを実施する。)

□ 避難訓練方法 □

1 準備

- ◆様々な発生状況を想定して、防災対策を考える。
- ◆施設の整備・点検
- ◆災害発生時の連絡方法・引き渡し方法の確認
- ◆児童クラブから避難所までのルートの確認

2 実践順序

- ◆子どもの安全を確保
- ◆火元安全確認、避難路の確保
(避難路確保:通常の入出口が使用不可の場合、他の避難口を開放する。)
- ◆その場にいる子どもたちを安全な場所へ避難誘導する。
- ◆子どもの人数確認をする。
- ◆情報を収集
- ◆被害が大きい場合は緊急の迎えを手配
- ◆被害状況の報告

訓練は、ここまで実施してください。

避難訓練実践

手順

1 避難訓練<口頭での注意喚起・子どもとの話し合い>

どんな時でも命を守るために「落ち着いて行動する」ことが大切であることを伝えていく。

- ・火災時は、煙を吸い込まないように口をハンカチなどで抑えて避難する。
- ・地震時、は頭をおさえて、頭をカバーできるものが身近にあったらそれを使い危険物から離れ、その場にしゃがみこむ(ダンゴムシのポーズ)。近くに机があれば、下にもぐる。
- 【不審者対応時は、前頁マニュアル参照】
- ・支援員等や大人の話をもっと注意して聞く。
- ・避難の際のルートの確認や避難場所の確認。 など

2 避難訓練<自分の命を、自分で守る訓練>

災害が起きたとき、必ず支援員等が子どもたちの近くにいるとは限らない。子どもたちが「自分の命は、自分で守る」という気持ちで声をかけ合って避難ができるように訓練する。

- ① 「火災、地震、不審者」の発生の合図をする。
- ② 子どもたち自身で判断し、それぞれが安全な場所で避難体制をとる。
- ③ 子どもたちと「なぜそのような判断をしたのか」「どうすれば、より速く安全に避難できたか」を話し合う。



3 避難訓練<実地訓練・様々な場面を想定して集団で行動しながらの訓練>

・・・二次避難訓練の実施(避難・誘導)

災害から身を守る方法を知り、行動できるよう実際に避難の訓練をします。室内・外遊び・下校時間・おやつ時間など、様々な場面を想定して、「いざ」というときにも冷静に行動できるよう訓練する。

- ① 発生の合図をする。
- ② 支援員等が火元安全確認(暖房器具等、電化製品の停止)、避難路確保(戸を開ける。)
- ③ 子どもたちはその場で身の安全を守る。
- ④ 子どもの状況を確認のうえ、速やかに避難誘導を行う。
- ⑤ 支援員等は、出席簿や非常持ち出し袋などを携帯して避難する。
- ⑥ 安全な場所に避難したら、人数確認をする。(けがの手当)

***実施後は、速やかに生涯学習課に訓練実施報告書を提出してください。(報告書様式有り)**

⑪ 敷地外における活動について

基本的に安全管理上敷地外活動は実施しない。

ただし、敷地外において保育を実施する場合は、各放課後児童クラブの支援員等と放課後児童クラブ支援員等業務委託事業者が、その効果を十分に検証したうえで実施の判断を行い、教育委員会に申し出ること。また、児童の保健及び安全のため適切な措置を講じた綿密な計画を立て、実施しようとする日の5日前までに、特色ある保育活動計画届(校外学習含)(報告様式4)を教育委員会に提出し、承認を得なければならない。

【報告様式4】

年 月 日

教育委員会事務局生涯学習課長 様

()小学校放課後児童クラブ

特色ある保育活動計画届(校外学習含)

目的																			
日時																			
場所																			
参加児童数	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">1年・・・</td> <td style="width: 25%;">名</td> <td style="width: 25%;">2年・・・</td> <td style="width: 25%;">名</td> <td style="width: 25%;">3年・・・</td> <td style="width: 25%;">名</td> </tr> <tr> <td>4年・・・</td> <td>名</td> <td>5年・・・</td> <td>名</td> <td>6年・・・</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(計</td> <td>名)</td> </tr> </table>	1年・・・	名	2年・・・	名	3年・・・	名	4年・・・	名	5年・・・	名	6年・・・	名	(計					名)
1年・・・	名	2年・・・	名	3年・・・	名														
4年・・・	名	5年・・・	名	6年・・・	名														
(計					名)														
引率者名	(計 名)																		
日程																			
行程略図 ・ 活動場所 ・ 引率者配置、役割等	<p><u>*移動経路を朱書きで記入する。また、危険物や危険箇所ならびにそれに対する安全対策も朱書きで記入、引率者の配置や役割も記載する。</u></p>																		
配慮を要する児童とその対応																			

⑫ 弾道ミサイル発射に係る対応マニュアル

弾道ミサイル発射の緊急情報(Jアラート)が発令された場合、教育委員会から各事業者へ連絡し、事業者は各クラブ主任に連絡するとともに、以下のとおり対応をするように指示をする。なお、万が一に備えて、事業者や支援員等は常に緊急情報(Jアラート)が受信(把握)できる状態

況にしておき、緊急を要する場合は教育委員会の指示が入る前に対応できるようにしておくこと。また、事前に児童に指導をしておき、支援員等の指示がなくても対応できるようにしておく。

1 開室前の場合

【学校授業中】

○学校終業時刻までに安全確保(国からの情報提供)が確認できない場合は、教育委員会で協議し開室の有無を決定し、各学校および支援員業務委託事業者に周知する。また、18時30分までに安全確保(国からの情報提供)が確認できた場合は、開室する。

【土曜日や長期休業中等1日保育の日に緊急情報が発信された場合】

○緊急情報(Jアラート)が発信された後、午前7時45分までに安全確保(国からの情報提供)が確認できない場合は臨時閉室とする。

2 放課後児童クラブにいる場合

【学校の屋外や体育館にいる場合】

○学校校舎や児童クラブ専用棟等建物の中に避難する。なお、窓から離れた場所に避難し、机等の下に隠れる。隠れる者がいない場合は、地面に伏せて頭部を守る体制をとる。

○体育館の場合は、更衣室や倉庫等窓のない場所に避難する。

【支援室にいる場合】

○支援室や廊下等の窓から離れた場所に避難し、机等の下に隠れる。または、床に伏せて頭部を守る姿勢をとる。特に、爆風等で壊れた窓ガラスで被害を受けないよう十分な安全を確保する。

○窓や戸を閉める。

【着弾した場合】

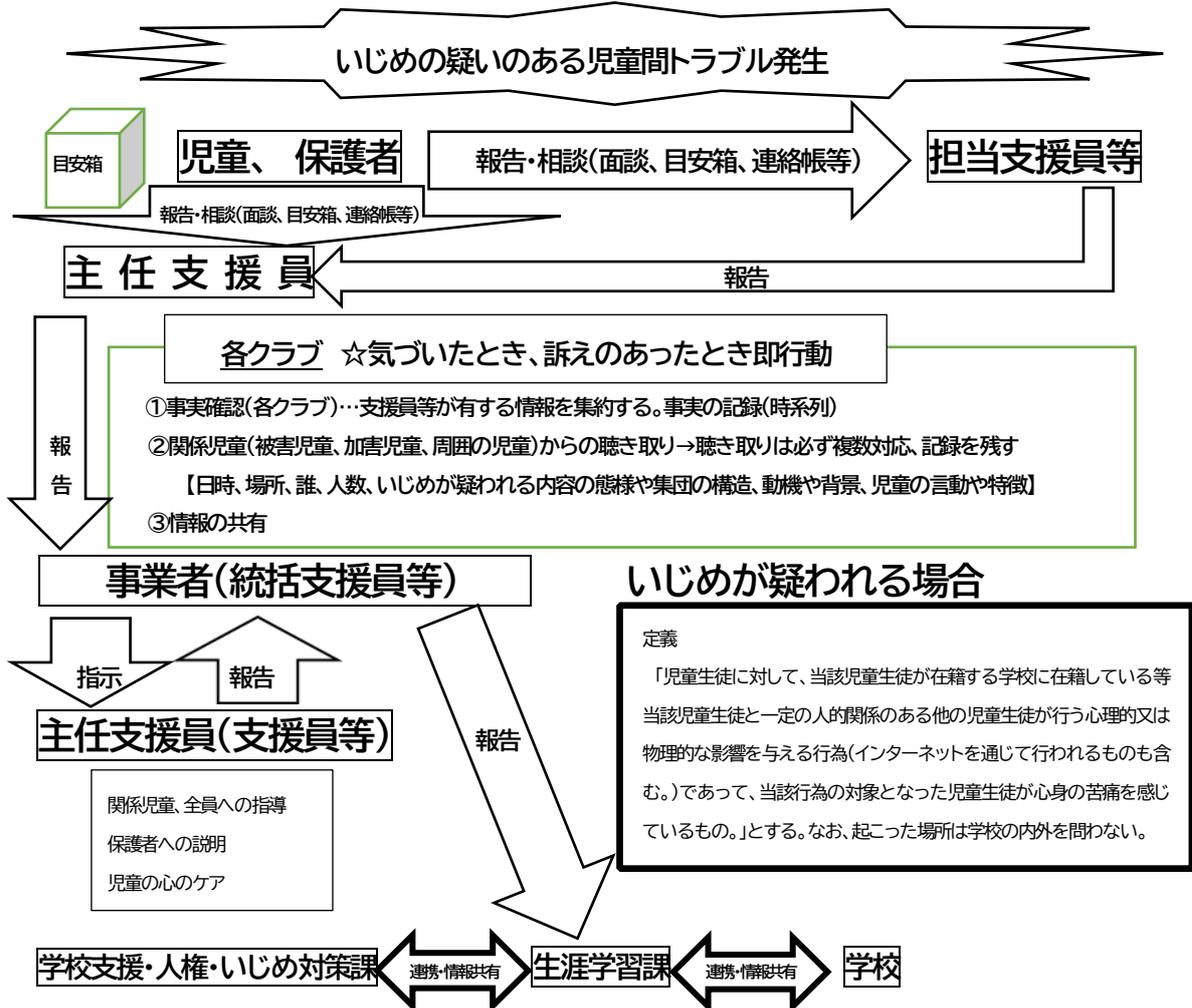
○爆弾の種類や被害状況が判明するまで避難を継続する。

○支援室に集合し、人員等安全を確認する。

○国からの情報を受け、避難措置の指示に従って行動する。

○保護者に、放課後児童クラブの対応についてマチコミや事業者導入保育アプリ等で連絡する。

⑬ いじめ対策マニュアル

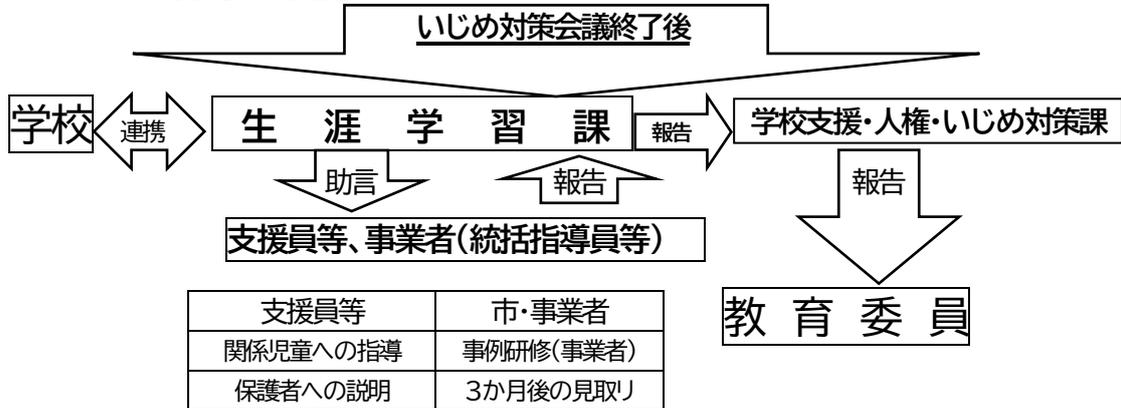


いじめ対策会議

(職員間での情報交換、収集)

【生涯学習課、事業者(統括支援員等)、該当クラブ主任支援員、担当支援員等、(学校)、関係機関】

- 発生した事象の状況整理 ・他の児童との関連や周囲の児童への配慮、指導などについても協議
- 対応の決定 ・いじめの可能性を含むか否かの見極め
- 対応策の検討 ・被害児童、加害児童、全児童への指導と心のケアについて
・保護者への説明と協力依頼の内容について
- 全支援員等への周知徹底



⑭ 児童虐待防止マニュアル

児童虐待が疑われる事例把握

